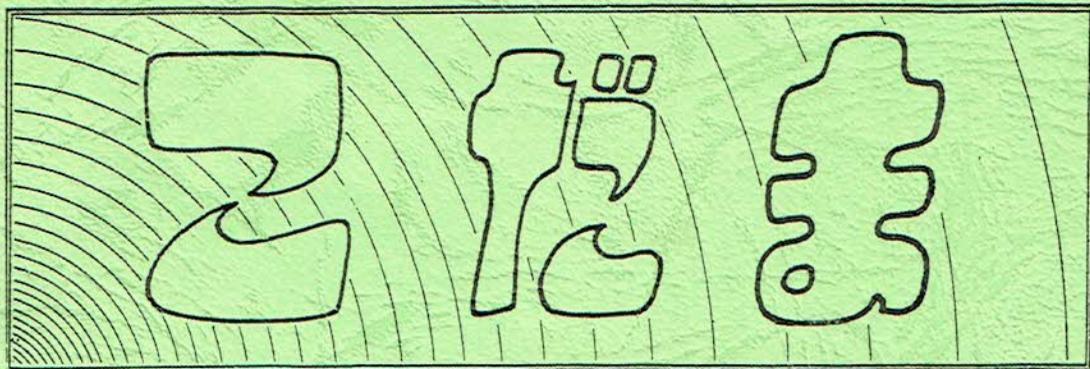
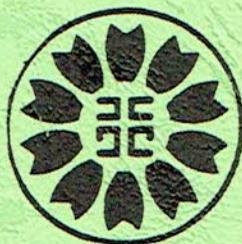


埼玉県行政書士会上尾支部機関紙



第 7 号



埼玉県行政書士会上尾支部

事務局 上尾市富士見2-3-24
TEL(048)775-2383

目 次

わが町の新しい顔	2
業務の充実をはかり時代の変化に即応しよう	支部長 長島 敬一 3
上尾支部の活動	4
業務特集	
① 建設業許可申請手続（法人中心）	長島 敬一 7
② 宅建業手続のポイント	渡部 廣 9
③ 車庫証明業務について	木村 意久 10
④ 相続手続業務のポイント	長島 敬一 10
⑤ 農地の転用	石倉富美子 12
⑥ 労働保険の新規加入手続について	大木富士夫 13
⑦ 法人設立業務について	太田 信夫 14
⑧ 入札指名参加審査への要望	岡部 忠嗣 15
日行連韓国研修旅行	16
誌上実務研修 提出手続代行業務について	斎藤 保 17
会員の広場	
県広報部担当理事に就任して	福田 安伸 18
行政書士となって	友光 富雄 18
私とふるさと	染谷 正文 19
「行政手続相談日」に参加して	相沢 尚 岡野秀之助 20
	斎藤 一男 平井 良一
研修旅行に参加して	鈴木 勝 20
夏五題 短 歌	山岸 誠 21
行政書士法施行40周年記念式典表彰者	22
支部通信	22
会員消息	23

わが町の新しい顔

▼ 上尾税務署の最寄り駅
北上尾駅も平成元年に出来た新しい駅



▲ 完成間近の上尾市役所 (平成3年11月竣工予定)

▲ 上尾税務署誕生 平成3年7月1日に誕生した上尾税務署は、上尾市、桶川市、伊奈町、北本市、鴻巣市、吹上町を管轄。



▲ 生涯活動の新しい拠点 県民活動総合センター (伊奈町小針内宿)



業務の充実をはかり 時代の変化に即応しよう

支部長 長 島 敬 一

最近のテレビや新聞は、外国のニュースが主流を占めていると言っても過言ではありません。もちろん、逆に日本のニュースも世界中に知れわたり、その日のうちに外国で話題になります。しかも、お互いにスポークスマンのコメントが入り混じり、常に国政に影響を与えあっているのが現状です。

このように、国際化は日に日に進み、貿易収支、環境問題、農業問題、労働問題等あらゆる分野で激しく競い合っています。現代社会は、まさに世界は一つ「グローバルの時代」と言えるでしょう。

更に、現代社会の変化変貌は余りにも超スピードで、「あれよ／＼アレヨ／＼」と叫んでいる間に激しく移り変わり、週刊誌でさえ、記事が発表される時点で事態は変わっていて、追いついて行けずにアタフタしているのですから驚きと言うよりありません。

それにしても、二年前の中国の天安門事件以後、ベルリンの壁の崩壊、東西ドイツの統一、世界を恐怖に落とし入れた湾岸戦争、アメリカと共に世界の大国と言われていたソ連の低落と諸共和国の独立…、あまりの激変に世界の歴史も、「解説している余裕」さえない程です。

国内に目を転じて、政治や経済は、国民不在の感をいなくせず、不名誉な事件が続出し、尽きるところを知りません。極く最近に限っても、金融不祥事件、証券会社の損失補てん問題、政治改革等をめぐる波乱審議、一方では、雲仙普賢岳の噴火に伴う地域住民への援

助対策の遅れを始め、天災、人災に対する国民生活への対策の不備、不徹底等多くの課題を残し過ぎています。

社会機構の変化、生活様式の多様化、企業の合理化、行政改革をすすめる中での諸法規の見直しと改正は、「許可」「認可」「届出」関係も従来の手続きと内容が変化しております。特にコンピューターの導入により役所の仕事も構造的に変化しているなか、私達の業務もそれに対応していかなければなりません。つまり、行政と国民の間にある私達行政書士の現代的役割は、実に重要な意味を持って来ています。時代のニーズに応えながら専門的知識と具体的経験を基にした責任ある態度と、正確かつ迅速な処理が求められているのです。

「行政書士のレベルアップ」も従来の努力の範囲ではなかなか達成が困難になっていますから、より一層の創意工夫と組織的、継続的、更に実務的な研鑽が必要だと思います。そのためには、地域の行政、市民、住民との関わりの中で情報と実態をとらえ、信頼性を高め、行政書士会の組織を強くしながら真に実力のある行政書士を目指して努力しなければなりません。

最後に、機関紙の発行にあたり、ご支援ご協力いただいた関係者の皆様ならびに日頃から「行政書士業務」にご理解ご指導をいただいております行政当局の皆様、感謝とお礼を申しあげる次第です。

上尾支部の活動

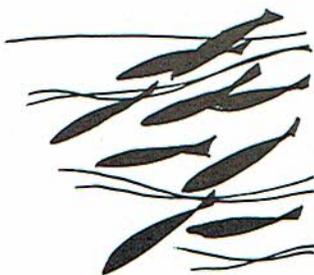
平成2年～
平成3年

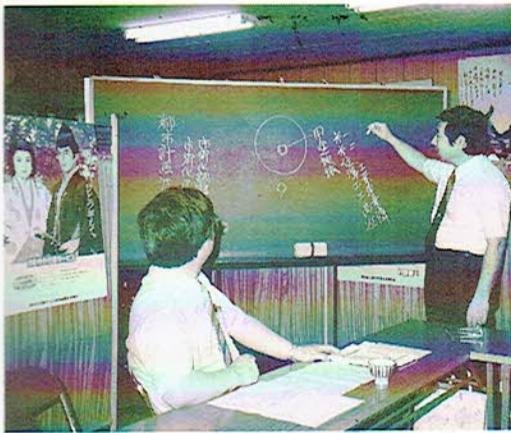


▲ 研修旅行・鎌倉（2・7・14～15）
寺社巡りで本当によく歩きました。
銭洗い弁天のご利益の程は？

◀ 平成3年度定時総会で挨拶される来賓の上尾市長荒井松司氏（3・5・10）
県議新井弘治氏、青木俊文氏も出席、山岸昭子氏他からも激励文をいただく。

▼ 総会終了後の懇親会



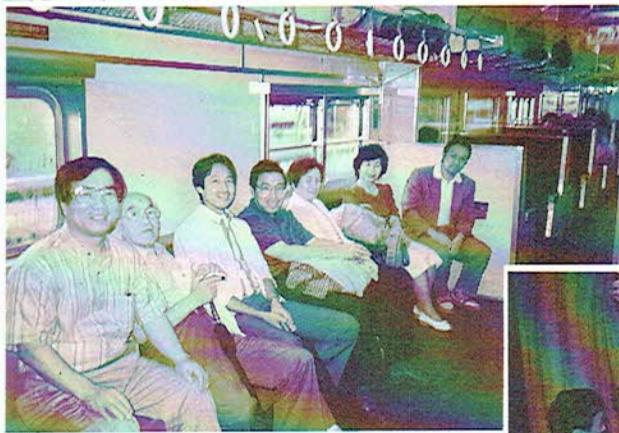


▲農業委員会実務者研修会。
今年度は6月から毎月1回研修



官公庁へ提出する書類の作成と代行
埼玉県行政書士会
 上尾支部
 事務所 上尾市富士見2-3-24
 (経営実務指導センター
 長島第一事務所内)
 ☎ (048) 775-2383

▲埼玉新聞掲載の暑中見舞い広告



▲研修旅行・甲子高原 (3・7・20~21)
各駅停車の旅は旅情をひとときわかきたてる。

ビールまつり (3・8・25) ▶

於(有)武蔵野商事会議室。仕事を語り、歌に酔い、暑さを忘れたひとときでした。



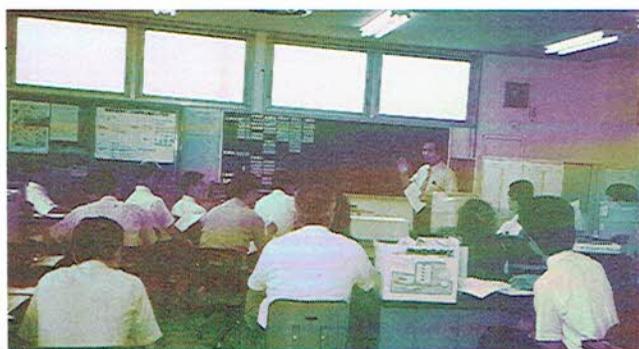
上尾支部事業報告 (主要)

(平成2年4月～平成3年8月)

年月日	項目	内容	年月日	項目	内容
2. 4. 7	レクリエーション	観劇 (宝塚歌劇)	3. 1. 19	行政書士法制定40周年記念式典出席	受賞22名
5. 10	機関誌発行	「こだま」第6号	3. 19	上尾市相談員研修会	12名出席
5. 11	定時総会		4. 6	レクリエーション	観劇 (コマ劇場)
6. 29	農地委員会		5. 10	定時総会	
7. 6	研修会	建設業許可申請	5. 17	車庫証明委員会	新規取り扱い会員対象
7. 14 ～15	研修旅行	鎌倉	6. 1	改正車庫法研修会	主催 上尾警察署
8. 26	ビールまつり	於イコス上尾	6. 14	研修会	改訂法人設立登記
9. 16 ～18	行政書士監察PR活動		6. 28	農地委員会研修会	第1回 (以後毎月1回、計9回)
10. 12	研修会	風俗営業許可	7. 12	研修会	建設業許可申請
10. 19	行政苦情相談	於協和銀行 上尾支店	7. 21 ～22	研修旅行	甲子高原・那須高原
3. 1. 11	新年会	於四川飯店	8. 25	ビールまつり	於術武蔵野商事 会議室

▼行政苦情相談 (2・10・19)
於協和銀行上尾支店

▼日行連一日無料相談で、一日相談所長の鈴木京香さん
(NHK「君の名は、主演」)に依囀状を贈る長島支部長



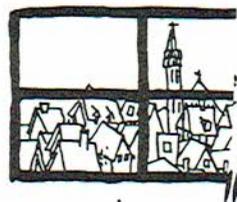
▼深刻な相談が相つぎ熱気が漂います。(3・10・1) 於渋谷駅コンコース



▲ディーラーに改正車庫法を説明する長島支部長
於埼玉日産上尾営業所 (3・7・13)

業務特集

行政書士の業務は、裏表紙に記載のように多岐にわたっています。その中から上尾支部会員が多く手がけている業務を特集しました。



1 建設業許可申請手続 (法人中心)

▶こんな箇所を注意したい◀

支部長 長島 敬一

建設業許可の申請手続きについては、過去何回も業務研修を行って来ましたので、細部については改めて指導の必要はないと思います。

ただ、最近の提出窓口（県建設業許可係）で書類の提出を行なう時に、若干注意しておくとお勧めの都合が良い点をふれておきます。

尚、新入会員及びこれから新しく業務を取り扱いたい会員のためには、改めて支部研修の日程を設ける予定です。

注意したい事項

①依頼者との対応時

税務申告書のうち、法人概況書、売掛金明細、役員報酬欄等は、申告書、内訳書などに良く目を通し、役員の方勤、非常勤、経営者及び技術者の勤務状況、その他使用人等出来るだけ概況を把握すること。

②財務諸表について

(イ)税理士、会計士その他専門家の財務諸表を建設業法の財務諸表に作成しなおす必要がありますが、技術者の数と人件費を完成工事

の原価の経費の内訳に表示しなくてはなりませんから、良く把握しておくこと。

(ロ)消費税込みの財務諸表の場合は、申請書類のうち、「直前三年の各営業年度における工事施工金額」の合計額と損益計算書の完成工事欄が一致するので問題はありませんが、税引（消費税）財務諸表の決算書の場合、建設業法の財務諸表の完成工事高と「直前三年」の表の合計欄は消費税込み、工事実績も消費税込みですから、その部分が不一致になる訳で、注意して下さい。

③営業年度終了報告書について

従来の取り扱いと異なり「営業年度終了報告書」を提出することになって来ました。決算終了後三ヶ月以内に提出することになっていますので、二ヶ月以内に税務申告を済ませた後、余裕が一ヶ月しかありませんので、依頼者とスムーズに連絡をとりあうことが不可欠です。

特に事業税（県税）の納税証明書をとる際には、納付書のコピー等を持参すると、納付の確認に便利な事が多いです。

④技術者の各種資格合格書のコピーの添付について

各技術者についてコンピューターの入力が完全に終わり、資格者の重複等のチェックが

建設業許可申請書類一覧表

○印 必要書類 ●印 省略できる書類 ▲印 変更なければ省略できる書類
 1.新規 2.許可換え新規 3.般・特新規 4.業種追加 5.更新 6.般・特新規+業種追加
 7.般・特新規+更新 8.業種追加+更新 9.般・特新規+業種追加+更新

編 込 順 番 号	様 式 番 号	書 類 の 名 称	法人・個人		申 請 区 分				摘 要
			別 必 要 書 類	要○否× 法人 個人	1 2	3 7	5 更新	4 6 8 9	
1	1 (00001)	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	p40
2		建設業許可申請書別表	○	○	○	○	○	○	p42
3	2	工事経歴書(直前一年分)	○	○	○	○	○	○	p43
4	3	直前三年の各営業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	p45
5	4	使用人数	○	○	○	○	○	○	p46
6	6	誓約書	○	○	○	○	○	○	p46
7	7 (00002)	経営業務の管理責任者証明書	○	○	○	○	○	○	p48
8	8 (00003)	専任技術者証明書(新規)	○	○	○	○	○	○	p52
8-3		専任技術者証明書(更新)	○	○	注2 ○	注1 ○	注2 ○		p56
9		卒業証明書	○	○	注3 ○	●	注3 ○		p53
10		実務経験証明書	○	○	注3 ○	●	注3 ○		p57
11	9	その他の資格証明書	○	○	注3 ○	●	注3 ○		p53
12	10	指導監督の実務経験証明書 (一般職数等の場合は必要ありません)	○	○	注3 ○	●	注3 ○		p60

注1 更新業種の技術者について作成する。
 (技術者が変更になっている場合には専任技術者証明書(変更) p54も提出する。)
 注2 申請区分7・8・9の場合には更新の分について作成する。
 注3 申請区分7・8・9の場合には更新の分については省略

正確になりました。万一手違いなどによる重複が発見されますと、許可されている業務はもとより、許可そのものを取り消されることにもなります。源泉徴収簿等により事実点検を必ず行ない正確な書類を作って下さい。

⑤経営業務管理責任者の証明について

法に適合した役員(取締役等)の事実の裏付けとして会社の登記簿謄本を添付しますが、経営業務の経験年数確認のため、除却されている謄本を経営経験の年数と一致するまで遡って求められますので、最初から資料として

編 込 順 番 号	様 式 番 号	提 出 書 類	法人・個人 別必要書類		申 請 区 分				摘 要
			要○否× 法人 個人	1 2	3 7	5 更新	4 6 8 9		
								○	
13	11	令三条に規定する使用人の一覧表 (本店以外に営業所がある場合)	○	○	○	○	○	○	p62
14	11-2 (00005)	主任技術者一覧表 資格証明書	○	○	○				p63
15	12	許可申請者 法人の役員 法定代理人 略歴書	○	○	○	○	○	○	p65
16	13	令三条に規定する使用人の一覧表 (本店以外に営業所がある場合)	○	○	○	○	○	○	p67
17	14	株主(出資者)調書	○	×	○	▲	▲	▲	p68
18	20	営業の沿革	○	○	○	○	○	○	注4 ○
19	21	所属建設業者団体	○	○	○	▲	▲	▲	p69
20	22	主要取引金融機関名	○	○	○	▲	▲	▲	p70
21		知事許可	○	○	○	注5 ○	注5 ●	注5 ●	p86
		事 業 税	○	○	○	注5 ○	注5 ●	注5 ●	p86
21		納税証明書	○	×	○	注5 ○	注5 ●	注5 ●	p86
		大臣許可	○	○	○	注5 ○	注5 ●	注5 ●	p86
22	15 16 17	財務諸表(法人)(直前一年分)	○	×	○	注5 ○	注5 ○	注5 ○	p71
		財務諸表(個人)(直前一年分)	×	○	○	注5 ○	注5 ○	注5 ○	p75
24		定 款	○	×	○	注6 ○	注6 ●	注6 ●	p87
		商業登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)	○	注7 ○	○	注6 ○	注6 ●	注6 ●	p87

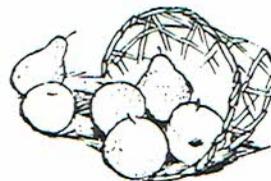
(作成にあたっては、次のページの注意事項及び摘要欄に示したそれぞれのページをよく読んで下さい。)
 注4 申請区分4の場合は不要。
 注5 営業年度終了報告書が提出されている場合は省略。
 注6 定款・謄本について変更がある場合は、p36、37参照のうえ別途変更届を提出してください。
 注7 支配人登記をしている場合には必要。それ以外は不要。

「建設業許可申請の手びき」より

そろえて下さい。

⑥更新手続きの場合

「営業年度終了報告書」提出制度に伴い、更新手続きの際に必要な書類と省略出来る書類が、多方面にわたり変わってきていますから、別表を参考にして書類の作成に万全を期して下さい。



② 宅建業手続のポイント

副支部長 渡部 廣

宅建業の手続きは、新規と更新によって重視すべき点が多少違うので、書類作成前のポイントを次のように区分してみた。

① 新規申請の場合

(1) 申請人の履歴

- 宅建業者としての資格があるか（身分証明書によって確認される破産等の前歴）。
- 現在の職業（宅建業を専業とする事になるので他の会社勤め等は不可）。
- 前職業の種類によっては離職証明も必要となり、その場合、健康保険証等で確認される。これは重要なポイントであり、現在は非常にきびしくなっている。

(2) 取引主任者

- 申請人本人が主任者の場合は(1)での資格で良いが（主任者登録は早めに済ませておくこと）、他人を雇用する時は同様に現在の職業、前職業、特に主任者として過去他の不動産業者で勤務していなかったかどうか。その場合は離職証明、主任者変更届等が必要となる。

(3) 事務所について

- 自宅でも良いが、他の居住部分より独立した形態の部屋を要求される。他所を賃借する場合は、申請時にすでに賃貸借契

約を締結していることが必要。

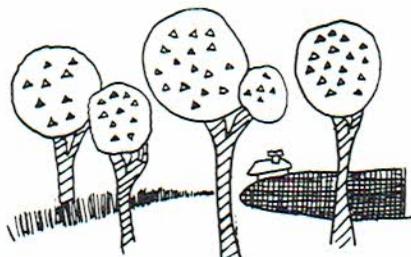
② 更新申請の場合

- (1) 直前三年間の契約書、台帳は整理記入されているか。
- (2) 直前三年間の納税は終了しているか。
- (3) 前回申請以降変更した事項はないか。
（名称、住所、役員、主任者住所等）変更がある場合は変更届提出済かどうか。

以上の点を先ずチェックし、前回申請書に基づき書類を作成する。

書類は、マークシート用の鉛筆で記入する用紙以外はすべてボールペンで記入し、コピーして控を作成する。マークシート用紙は鉛筆で記入しコピーする。いずれもコピーした後に捺印する。（説明書では全部鉛筆で記入するように説明されているが、実際はマークシート用紙以外はボールペンでも可）

宅建業の手続きは、書類作成については説明書のとおり作成すれば良く、さして難しいものでないと思われるが、資格、前職業等については現在、一段と厳格に審査するようになっているので、特に新規申請書作成の依頼を受けた場合は、その点を考慮して着手することが肝要だと思う。



3 車庫証明業務について

理事 木村 意久

今年7月1日から新車庫法が施行され、それに伴い、従来は使用の本拠の位置から半径500メートル以内で、車庫のスペースも車を入れて前後左右に50センチメートルの余裕がなければ証明書の交付は受けられなかったが、改正により一挙に半径2,000メートルの距離まで拡大され、スペースについても車を入れて前後左右ギリギリでもよく、運転席に人が出入りできればよいことになり緩和された。

申請書類についても、従来は自己の土地であっても市発行の土地所有証明書を添付しなければならなかったが、改正後は使用権限を証明する書面（自認書）又は承諾書を添付するだけとなり簡素化された。

今回の改正は、一見緩和されたように思えるが現実には以前より厳しい。保管場所がコンピューターにインプットされ、車庫証明と標章（ステッカー）の交付を受けると、その車庫はその車が他に保管場所を確保し、変更届を提出しない限り次の車の保管場所として証明書の交付を受けることはできない（但し代替車とする場合は可）。以前は一ヶ所の車庫で重複して申請しても一年以上経っていると特に問題もなく証明書の交付を受けられたようだ。

代替車と下取り車は違う。代替車とは申請人の所有する車を代替にして新しく車を購入することを言う。申請人と名義が違う車を下取りに出して購入する場合は当然代替ではなく下取りである。先日ディーラーさんから、代替車の登録番号を記入された申請書を受け取り提出したところ却下になってしまった。事情を聞くと、その代替車は息子さんが所有していた車であった。息子さんは名古屋に転勤したので不要となり、今回父親がその車を下取りに出して新しく車を購入するとのこと、当然のことだが代替車ではなく、増車となる。仕方なく他の車庫を借りることにして一件落着。車庫法の改正により、警察の調査員の目は一段と厳しくなっている。

しかし、夜から朝にかけて路地を駐車場代りにしている車が列をなしている所もある。あの車の保管場所証明書はどこで受けているのだろうかと思議に思う。だがそれを何年か後に無くすため、一層厳しくなるのではなかろうかと思っている。早く違法駐車のない安全な道路になることを願いつつ、今日も車庫証明業務に取り組んでいる。

4 相続手続業務のポイント

支部長 長島 敬一

行政書士業務の将来的展望の中で『相続の手続き』は中心的な業務の柱になり得ると云

業務特集

えます。自分の業務指針を参考までに述べます。

行政書士の業務は非常に幅広いと云われますが、特に企画力、総合力、説得力が強く要求されます、しかも行動力と責任感が重要です。

行政書士の業務の中に「相談業務」が行政書士法に明記されて以来（昭和55年改正）、相続手続の中で、書類の作成と共に相談業務を十分に組み合わせ、総合的に依頼者のニーズに応えることが出来るようになりました。

私は相続の手続きを次の様に分類し、組織的に業務を行っています。参考にできれば…。

(1) 相続人確定調査

相続に関する戸籍、除籍、原戸籍、住民票——等の請求代行と相続人系図の作成

(2) 相続財産調査

土地、建物等不動産所有証明書、評価証明書、公図等の代行。預貯金、債権、債務、有価証券他諸々の財産の調査及び系統的分類により、相続財産を明確に把握します。

(3) 相続財産価格の算定

不動産についての相続評価額の算定。その他の財産の価額の集計と合わせて総財産を算定します。

(4) 相続税額概算の計算

基礎控除及び諸控除の計算ならびに相続税額のおおよその金額を計算します。

※ 税理士の指導を受ける場合と税務署担当課に聞く場合、税務相談室を活用



する場合とケースバイケースで判断します。

(5) 相続人の合同学習会の実施

相続人全員に通知し（代表相続人から呼びかけてもらう）全員平等に集ってもらい、公平に調査の結果および計算額の経過の説明を行ない、各相続人より質問を受け具体的に回答します。

(6) 遺産の分割協議の話し合いの司会

相続人の承諾を受けて司会、進行をしながら意見を聞き、総合的な結論をまとめます。

(7) 遺産分割協議書の作成

法に照らして遺産分割協議書を作成し、承認、署名、捺印まで完成させます。

(8) 登記準備書類の把握と点検

司法書士に依頼する相続登記に関する諸々の書類を、完全なものとしてまとめ上げます。

(9) 司法書士へ登記の委託

関係書類を添えて、司法書士に登記を委託し、不足書類があれば直ちに充足させます。

- (10) 税理士へ相続税の申告書作成依頼
相続税計算上必要な事項を分類明記し、
税理士に依頼します。
- (11) 総合的理解のための説明の実施
登記及び相続税について説明し、充分
な理解を求めます。
- (12) 会計の明瞭表示
①相続着手金②中間金③最終精算金と
し、各項目毎に明瞭に表示し理解を受け
ます。行政書士報酬額の説明も併せて行
ないます。
- (13) 相続手続完了後約半年経過時に挨拶
に出向き、参考意見など伺って、自分の
業務の将来に生かす努力をします。

第4条については、土地の所有者が農地以
外のものにする場合の申請で、①については
休耕田を盛土により転換し、栗畑として耕作
するための申請であった。

②については、道路側に分家住宅を建てる
ため、奥にある住宅より公道への通路がなく
なるので、道路を造るための申請であった。

○農地法第5条、分家住宅敷地としての許可
申請

市街化調整区域に分家住宅を建てる件で、
この場合事前に農振除外の許可を受けてから
でないとは手続きは出来ない。上尾市の場合、
年2回3月と9月に農振除外の許可申請を受
付けている。

又5条申請（分家住宅）には開発行為許可
が必要で、同時申請となるため大変な事務量
である。

姉と妹とそれぞれ分家住宅を建てるため同
時に、又他の物件で兄と弟とそれぞれ分家住
宅を建てるため、これも同時申請するように
依頼を受けた時の奮戦ぶりは、大変なもので
あった。

それだけに役所からの連絡を受け、許可書
を受領した時の喜びは、何ものにもかえがた
く、依頼者に対し責任を果たした満足感でい
っぱいである。

以上のように農地転用に関する業務をいく
つか手がけて来たが、農地であるがゆえに
多くの制限があるので、事前に役所への相談
はもちろん、常に農地に関する知識の研鑽に

5 農地の転用



広報部長 石倉 富美子

数多い行政書士業務の中で農地の転用に関
する業務があるが、お客様の依頼を受けて、
私の現在まで手がけた農地関係業務について
振り返ってみることにした。

○農地法第3条、贈与による所有権移転

第3条については農地のまま所有権を移転
する場合の申請で、親から長男と長男の妻（養
女になっている）に持ち分2分の1ずつの贈
与であった。

○農地法第4条

- ①田畑転換 ②住宅入口通路

又、第5条、許可申請及び開発行為の許可申請の場合、特に図面を多く必要とするため、図面を書く力をつけなければならないと痛切に感ずる今日此頃である。

6 労働保険の新規加入 手続について

総務部長 大木 富士夫

皆様は、よく「労働保険」といわれますが「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第2条・以下徴収法という）以下、各制度を簡単に説明したいと思います。

労災保険の正式名称は「労働者災害補償保険法」といい、労働者が業務上、又は通勤途上の災害により負傷、疾病又は死亡した場合、被災労働者及びその遺族に対して、災害補償を行うほか、労働者の福祉に必要な援助を行うものです。

雇用保険は、労働者（被保険者）が失業した場合に、被保険者の生活の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。又、失業予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。

労働保険は強制加入ということになっていますから、原則として労働者を一人でも雇用していれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。（労災法第3条第1項・雇用保

険法第5条第1項）

労働保険は、事業の種類によって一元適用と二元適用事業に分かれます。

一元適用事業とは、労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を合わせて、一つの労働保険関係として取り扱い、保険料の算定、納付等を両保険一本で労働基準局で行う事業で、ほとんどの事業がこれに該当します。

二元適用事業とは、労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別個に取り扱います。保険料の算定、納付等を、労働基準局（労災保険）と県雇用保険課（雇用保険）とでそれぞれ取り扱う事業所です。事業の実体から見て、労災と雇用保険の労働者の範囲、事業の適用単位等について統一的に把握できない事業であり、両保険の適用・徴収事務を一元的に行うことが制度上むずかしい事業で、農林水産事業、建設事業等がこれに該当します。

新規加入の手続

一元適用事業の場合は、①「労働保険保険関係成立届（様式第1号）」と「労働保険概算保険料申告書（様式第6号）」を所轄の労働基準監督署（以下労基署という）へ提出します。②受理印を押印された成立届の事業主控（2枚目）と「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）」を所轄の公共職業安定所（以下職安という）に提出します。まず最初に、労基署に書類を提出することになります。

二元適用事業の場合は、「保険関係成立届」

業務特集

と「申告書」をそれぞれ労災分は所轄の労基署（申告書の文字の色は黒色）へ、雇用保険分は所轄の職安（申告書の文字の色は藤色）を提出します。尚、職安の方は同時に雇用保険設置届及び被保険者資格取得届も提出します。二元適用事業の場合は、同一の事業でも労災保険分と雇用保険分の保険関係はそれぞれ別個に成立する二つの事業とみなして、取り扱いをします。

書類作成上の注意点

申告書は一年間の見込みの賃金総額に保険料率（労災は事業の種類により $\frac{6}{1000} \sim \frac{149}{1000}$ の53種に分類されている。雇用保険は一般の事業 $\frac{14.5}{1000}$ 、農林水産清酒製造事業 $\frac{16.5}{1000}$ 、建設事業 $\frac{17.5}{1000}$ の3種に分類されている）を掛けて算出しますが、概算保険料が18万円（片保険の場合は9万円）以上の場合は3回に延納することができます。算出した概算保険料は3で除して円未満の端数が出た場合は、第1期にそれを入れます。（例・概算保険料25万円・ $250,000 \div 3 = 83,333.33$ 円となり1期は、83,334円、2期、3期は83,333円となります。）

「雇用保険設置届」は、裏面にも2カ所事業主等の印鑑を押印する箇所があるのでご注意ください。

なお、労働保険新規加入手続の時に必要な書類として、法人の場合は「商業登記簿謄本」、個人の場合は「住民票」、その他に共通の書類として「労働3帳簿（労働者名簿・出勤簿・

賃金台帳）」「営業証明書」（登記上の本店所在地と営業上の所在地が異なる場合）等があります。

適用事業である事業所が労働保険に加入しなかった場合は、最大二年前まで遡って適用される場合があります（徴収法第41条第1項…短期消滅時効）。埼玉県の場合は、年度途中で保険関係を成立された場合は、年度初日（4月1日）に遡って適用する処置を取っている労基署が多く見られます。

7 法人設立業務について

監事 太田 信夫

平成3年4月より商法、有限会社法が改正されたので、法人設立に関する事項を述べる。

(1) 小規模会社に適した法制度の整備として、
①一人会社の設立を認めた。
②検査役の調査の廃止により、設立手続きの簡略化をした。
③最低資本金制度の創設。株式会社は1,000万円、有限会社は300万円とする。

①改正前においては、株式会社は発起人が7名以上、有限会社は2名以上とされていたため、実際は一人の発起人が、他の者から名義借りをし、形式上定数を充たしていた。しかし、今回の改正により、発起人は一人でよいことになり、名義借りなどの事実と相違することが無くなった。

②発起設立における検査役の調査、現物出



資について、検査役の調査が廃止されたことにより、設立手続きが簡略化された。

③最低資本金制度の創設により、資本金が、株式会社は1,000万円、有限会社は300万円に満たない既存会社は、改正法施行日より5年以内に増資をし、最低資本金になるようにすることが必要である。

小規模の株式会社と有限会社の中には、出資者は会社債権者に何らの責任を負わないという有限責任制度を濫用して、会社債権者に不当な犠牲を強いている事例も多く、そのような弊害を是正し、小規模の株式会社と有限会社の濫設を防止すべきであるとの考えが背景にあって、最低資本金制度の創設となった。

(2) 改正前は、有限会社の出資金払込みについては株式会社とは異なり、金融機関を「払込取扱機関」とする必要はなかった。出資者は金融機関ではなく、会社の代表権を有する取締役が直接出資金を払い込めばよかった。だが、今回の改正により、出資払込金が確実に会社に確保されることが重視され、株式会

社と同様に、出資金の払い込みは、銀行又は信託会社という金融機関においてなされなければならないとされている。

(3) 有限会社設立登記にあたり、「払込金保管証明書」を、株式会社と同様に、添付書類として要求されることになった。

8 入札指名参加審査への要望

厚生部長 岡部 忠嗣

「入札氏名参加資格審査申請」をして、気がついたことをいくつか述べたいと思います。

①指定日の変更お願いのこと。従来は、法人又は個人の提出する書類を数件まとめ、自分の都合に合わせて持参し、受付場所にて受付票に番号を記入し待つて居りました。ところが、今回から役所の裁量で指定日を決めて受理する様になりました。指定日に行けないことが有り、職員に申し出ましたが、なかなか聞き入れてくれませんでした。今後スムーズに受理して下さい願います。

②各事業所の決算期に依って受付の日が変わりましたので、納税証明書其の他の書類、謄本等3ヶ月の有効期間が経過してしまう場合が有ります。何とかこんな点も考慮願えれば幸いです。

③技術証明書の不合理のこと。労働大臣の認定した資格証明書が有り、又、建設大臣認定の許可があり、埼玉県知事の許可等が有り、

業務特集

そして労働大臣の認定したものが認められない場合等がありました。各行政にて発行する証明は、皆統一して許可か認定してもらえる様に配慮して下さい。

④県庁にて受付申請の期日があるにも拘らず、各市町村の申請の期日の方が早いため、すでに受付が終っている市町村がありました。県

の事情等を説明したのですが絶対受理しなかった市町村もあります。こんな点ももう少し融通がもてたらと思いました。

⑤審査の際に、税務署の確定申告書に税務署の肉印を押捺したものを要求されますが、これは行政書士を信用してコピーでもOKを戴けたらと感じました。

◇ 日行連韓国研修旅行 ◇

平成3年3月24日から27日にかけて、日本行政書士会主催の海外研修旅行が実施され、当支部から長島支部長が参加した。今回は韓国を訪問し、大韓行政書士中央会会員と共に韓国行政書士会の現状と、戸籍、帰化等の行政手続法についての研修を行った。更に、韓国議員連盟とも交流の機会を得て、有意義な研修旅行となった。

▶ 研修会で挨拶する韓国行政書士会中央会会長 李氏



▲ 韓国議員連盟との懇談も真剣



◀ 板門店にて



▲ 目前に北朝鮮をみはるかす望楼



▲ 後方の建物の中にも南北朝鮮を分ける38度線が通っている。国連監視下にあることを示してひるがえる各国の旗が国境の厳しさを物語る。真達日行連現会長と。

提出手続代行業務について

行政書士は、行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）に基づき、他の法律で制限されているものを除き、他人の依頼を受け、報酬を得て、①官公署（国、または地方公共団体の諸機関）に提出する書類、その他権利義務、事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む）を作成し、②またそれら作成した書類を、依頼者に代わって官公署に提出する手続を行い、③かつ書類作成の相談に応ずることを業としています。

法第1条の2前段の「……書類を官公署に提出する手続を代わって行う」業務とは、当該書類の提出手続の代行行為と解される。

1. 業務の内容

- (1) 提出書類の内容の概要について説明もしくは内容の調整協議等必要な打合せ行為。
- (2) 提出書類について質問を受け、回答または説明する行為。
- (3) 提出書類の補正並びに行政庁よりの指示伝達に関する行為。
- (4) 免許証、許可書、認可書等の受領確認行為。

2. 報酬額

- | | | |
|-------------|--------|--------|
| (1) 提出手続代行料 | 1時間当たり | 3,100円 |
|-------------|--------|--------|

■行政書士法抜粋

第1条の2 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受けて報酬を得て、同条の規定により行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続を代わって行い、又は当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。

会員の 広場



県広報部担当 理事に就任して

事業部長 福田安伸

「こんにちは。」「部長、司法書士の先生がお見えになりました。」……。仕事で顧客先を訪問したときの様子の一コマです。行政書士であるということを説明するのですが、人によってはどうしても、司法書士とイメージが重なってしまう様なのです。“書士”という資格が二つあるのも紛らわしいかも知れませんが、しかし、最近ではやっと行政書士の名称だけは一般市民に知られるようになってきました。が、まだまだイマイチでしょう。

行政書士が“書のサムライ”というの私のように字の下手な者には当てはまらないし、実際の業務においても、経営上のアドバイザー的な面を多分に含んでいるという現状からすると、今後の法改正において、資格名称を他に類似しない全く新しいものにすることも一般市民へのアピールには良いかも知れません。いずれにしても、今後も多種多様なメディアを通じての広報活動が必要です。広く市

民に知って頂くことにより、今以上に社会に貢献することができるのですから。

尚、今後の広報活動についてのご意見がございましたらお聞かせ下さい。

行政書士となって

友光 富雄

(平成3年6月入会)

私は、一昨年の11月に上尾市役所を退職し、その後、種々のご縁により、長島支部長の助言をいたゞき、今年、平成3年6月1日に行政書士登録をして、上尾支部へ入会させていただきました。

何分にも不馴れな新人ですので、先輩皆様方のご指導、ご鞭撻を、よろしくお願い申し上げます。

この度、機関紙「こだま」の原稿をとということでしたが、まだ日も浅く、特に何をということも思いつかぬまま、日々雑感を述べていたゞきます。

ふり返ってみますと、上尾市役所に在職中の32年余は、主に都市計画、開発関係の仕事が中心でした。中でも土地区画整理事業の推

進や、全国初の農住組合の設立、上尾駅東口の再開発事業、北上尾駅の誘致、土地改良事業、住宅、工業団地の造成、公園、道路の整備、民間開発の調整等、行政として特に重要な街づくりの分野に一貫して携って来られたことは、大変幸せであったと思っております。

特に昭和40年代は、国の高度経済成長と共に上尾にも人口が急増し、住宅公団団地の建設と相まって、それまでの農村型工業都市であった上尾から人口増加率日本一の住宅都市へと急変貌していった頃でありました。

周辺地域が住宅化されて、いわゆるスプロール現象があらわれる中で、都市基盤の整備が追いつかず、道路や下排水、上水道などの整備遅れや、交通問題、とりわけ、通勤時の駅周辺の混雑など、行政に対する市民の要望や不満が高まる一方でした。

これらの要望に答えるべく、昭和47年に新市政が誕生してからの仕事は、当時、全国的にも画期的な試みとして注目を集めていた千葉県松戸市の「すぐやる課」の様な、市民の生活要望に対する緊急な問題解決のための窓口として「市民相談室」を新設し、市民の要望を行政に反映させる仕事をしたことや、どうにも手がつけられない状態であった上尾駅東口の再開発や新幹線の通過に伴う沿線地域の対応に寝食を忘れて取り組んだこと、又、21世紀へ向けての都市づくりと、市民の長年の願望であった新駅を、上尾に二つ目の駅として誘致したこと等、今思いおこしても、将来の上尾にとって必然の開発であったと確信

のもてる仕事でありました。

この度、行政書士となって、長い間の行政内部からの対応から一転して、市民の側から行政に携る立場になりましたが、多少とまどいながらも発想を切り換えて取り組み始めたところでございます。又、今までは、ほとんど眼中にもなかった経営的発想も範疇に入れねばなどと考えているところでございます。

いずれに致しましても、皆様のご指導のもとに、誠実に、公平に、関係者のニーズに応えるべく新たな決意をもって取り組んでまいりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

私とふるさと



染谷正文

(出身地 埼玉県川島町)

農家に生まれましたから、子どもの頃からよく手伝いをさせられました。しかし、終戦後の食糧難の時代も、働けば何とか食べられましたから、子どもだったせいもあるでしょうが、食べものの苦労はなかったですね。そのかわり、食べたいからよく働きました。親からも「勉強をしなくてもいいから仕事をしろ」と言われましたね。塾だ偏差値だと追いつてられている今の子ども達よりよかったと思いますよ。

農作業も手伝いましたが、朝から晩までよく遊んだものです。山の堀とか田圃の畦道で

一日中遊んでもあきませんでしたね。親が忙しいので、年上の子が小さい子どもの面倒をみながら、みんな一緒に遊んだものです。

田圃に引く用水にも、はたるやかかせみなど季節によっていろんな虫や魚がいましたから、自然の移り変わりがはっきりしていて、季節の変化を全身で感じることができました。今のように化学肥料や除草剤など使いませんでしたからね。

夏は畳の上にごぎを敷いて、扇風機とうちわで涼をとったものです。寝るときはかやを吊りましたね。窓を閉めきって冷房をし、熱風を外に向かって吹きつけている、いうところの今の文化的な生活とは全く違いましたね。

昔を懐しむのは年をとった証拠だなんて言いますが、子どもの頃に体験したことは、現在の生活や仕事をしていくうえで、大切な基盤になっていると思っています。(談)

「行政手続相談日」に参加して

相沢 尚 岡野秀之助
斎藤 一男 平井 良一

昭和52年5月10日に上尾市役所の市民相談室内に開設した「行政手続相談日」も、早いもので満14年を過ぎました。毎月1回とはいえ、今日まで続けてこられたのは、多忙な業務をやりくりして相談員を引き受けて来られた会員の皆様のご協力の賜と、会員の一人として感慨深いものがあります。

相談内容はさまざまですが、時代を敏感に反映しています。最近目立つ事例としては、相続、譲渡、賃貸契約、民事、商法の改正に伴う法人設立手続などです。

私たち相談員は相談者に適切なアドバイスをできるように常に研鑽を積むことが必要だと実感しています。毎回提出する相談内容のレポートを、研修資料として役立てていけるとよいと思っています。

研修旅行に参加して

経理部長 鈴木 勝

幸か不幸か、行政書士会上尾支部の研修旅行の記事を書く機会に恵まれています。

今年も7月20日～21日と甲子温泉に行ってきました。原稿依頼を受け、断り切れずに安請け合いをしてしまいましたが、浅学な小生ははたと困り、記事内容が前回と同じパターンになってしまいやしないかと苦慮しているところです。

そこで、旅とは何ぞやと、金田一京助監修の国語辞典をひもといてみると、「自宅を離れて一時よそへ行くこと」と書かれています。確かに、その通りだと思います。毎日同じ環境、同じ場所で、同じ仕事、同じ生活をしていると、生活がマンネリ化し、殻にはまった考え、既成化された中でしか行動が出来なくなり、進歩、発展が無くなるのではないか。そこで、一時その場を離れることにより、今

夏五題

相談役 山岸 誠

声援もプラスの音も瞬時消え

黙禱静か甲子園の夏

—終戦記念日の高校野球より—

コスモスと百日紅の花を渡り来し

晩夏の風はひんやりと過ぐ

半世紀はや過ぎ去りしか終戦の

テレビニュースにわが年齢数ぞう

散歩道蟬の軀が二つ三つ

雷雲消えて夏は過ぎゆく

ひまわりの萎えし花びら近く見て

栄枯盛衰人の世に似る



まで気付かなかった事、同じ事柄でも、違った側面から見られるようになり、幅のある対処の仕方ができるようになる。そのような意味も含めて研修旅行はあるのかと思います。さらに普段疎遠にしている先生同志が親睦を深める場でもあるとか、いろいろ屁理屈を付けながら、旅行を振り返って見ました。

書士会の旅行は、いつも感心して参加しています。低料金で気が休まり、思い出に残るコースを選んでくれています。幹事さんに敬服しています。

今年行きました甲子温泉は、雄大な大自然みちのくの玄関白河高原元湯温泉郷であります。そこの一軒宿「大黒屋」の阿武隈の仙境溪谷の大岩風呂は、この宿の名物であり、古びた建物に太古の昔をしのばせる山のいで湯です。お風呂の底は砂まじりの岩になっており、まさしく秘湯です。このお風呂目当てに

来る常連客がたくさんいるそうです。

甲子温泉は、至徳年間（1384年）、州安和尚によって発見された古い温泉であります。泉質はカルシウム、無臭無色、全国稀な石膏泉で、脳神経、胃腸病などに特効があるそうです。まだ行っていない先生諸士は、一訪する価値あるお風呂だと思えます。

お風呂上りの大広間での宴会は、他の客と一緒に、皆家族というような雰囲気です。

宴も進み、微酔加減になった所で、長島支部長の名司会に載せられて、隠し芸の披露です。新旧の歌、軍歌、民謡、演歌と、レパートリーも豊富で、ほのぼのとした一時を過ごしました。当支部には、芸達者な先生がたくさんいます。いつどこで芸を磨いているのやら？

宴会お開き後も、部屋に戻り、時間を惜しんで談笑です。世界の政治、経済、特にソ連

行政書士法施行40周年記念式典表彰者（上尾支部）

（平成3年1月19日）

埼玉県知事感謝状	長島 敬一	埼玉県行政書士会会長表彰	国森 昌之
日本行政書士会連合会会長表彰	長島 敬一	同 上	木村 意久
同 上	岡野秀之助	同 上	斎藤 保
埼玉県行政書士会会長表彰	長島 敬一	同 上	岡部 忠嗣
同 上	石垣 小一	同 上	太田 信夫
同 上	山岸 誠	同 上	中村 喜真
同 上	相沢 尚	同 上	畑田 錦男
同 上	渡部 廣	同 上	福田 安伸
同 上	石倉富美子	同 上	宮地 啓文
以上、埼玉県行政書士会顕彰規程第3条第1項第1号の該当者による表彰		同 上	中村 明子
埼玉県行政書士会会長表彰	松尾 茂春	同 上	平井 良一
同 上	鳥海 努	以上、埼玉県行政書士会顕彰規程第3条第1項第2号、第3号の該当者による表彰	
以上、埼玉県行政書士会顕彰規程第3条第1項第4号の該当者による表彰			

情勢の分析、土地税制等、書士先生の片隣を見せる一幕もありました。趣味、はたまた下の話しと話題は尽きません。研修旅行に参加して良かったと感ずる時です。

小さな旅の中にも、大きなものを得ることが出来る支部旅行です。次の機会を楽しみに。



上尾市行政相談委員に

長島・石倉両氏委嘱される

国や県に対する行政上の苦情や要望に応じ



る行政相談委員に、当支部から長島敬一支部長、石倉富美子広報部長の二氏が委嘱されました。



行政相談委員は、住民から公共施設の窓口事務に対する注文、福祉に関する要望、公共の場での安全

全や環境についての苦情などの相談にのり、行政運営に反映させるパイプ役を果たす立場

ですから、行政書士業務とも密接な関係があります。ご活躍を期待致します。

☒ 三沢康秀氏商業調整委員長に就任

大型店舗進出に際し、地元の商店との調整に当たる通産省管轄の「商業調整委員会」の委員に三沢康秀氏が選任され、委員長に就任されました。さきに斎藤保氏、大河戸清氏が

委員長の大役を果たされ、その後任となったものです。

☒ 上尾支部の研修会に講師として来て戴いたことのある松本輝夫氏が、このたび、埼玉県行政書士会の顧問弁護士である坂本廣身法律事務所から独立し、浦和市長砂に「松本輝夫法律事務所」を開設されました。

会 員 消 息



【入 会】

綿 永 一 雄 氏

事務所 桶川市倉田26番地17

電 話 048 (728) 3381

登録日 平成元年5月29日

行政書士として取り扱っている主な業務

①建設業 ②会社設立

③その他

行政書士になる前の職業等

国家公務員（国税庁）

趣 味 読書

信条及び好きな言葉 自益利他。頼まれた仕事に関連して気付いたことは積極的にアドバイスする。

友 光 富 雄 氏

事務所 上尾市浅間台4丁目5番地の1

電 話 048 (771) 5380

登録日 平成3年6月1日

行政書士として取り扱っている主な業務

①一般行政業務 ②農地転用関係

③開発許可関係 ④宅建業免許関係

⑤相続、土地活用、相談など

行政書士になる前の職業等

地方公務員（上尾市役所）

趣 味 読書、スポーツ観戦、映画鑑賞
信条及び好きな言葉 誠実・努力

根 岸 孔 氏

【退 会】

富 永 公 子 氏（元年7月退会）

安 本 房 男 氏（2年4月退会）

福 間 佐 綱 氏（2年5月退会）

山 下 陽 子 氏（3年3月退会）

編集後記 7号のメインテーマは“業務”です。お役立て戴ければ幸いです。多くの会員にご参加願うため、突然取材させて戴くことがあるかもしれません。どうぞよろしく。

埼玉県行政書士会上尾支部機関紙
こだま第7号

平成3年10月25日 発行

発行人 支部長 長 島 敬 一

発行所 埼玉県行政書士会上尾支部

〒362 埼玉県上尾市富士見2-3-24

電 話 048 (775) 2383

印刷所 邦 栄 印 刷

048 (774) 6500

このようなときには行政書士にご相談下さい



官公庁に提出する書類の作成・提出手続の代行、相談は行政書士が責任をもって行います。

- ①建設業者に関すること
 - ★建設業許可申請（新規、更新、変更）
 - ★建設工事入札指名参加資格申請
 - ★経営事項審査申請
- ②宅建業者に関すること
 - ★宅建業者免許申請（新規、更新、変更）
 - ★宅地建物取引主任者登録
- ③法人設立に関すること
 - ★株式会社、有限会社、協同組合等の設立
 - ★医療法人、宗教法人等の設立
 - ★定款の作成、株主（社員）総会、取締役会、議事録の作成
 - ★有限会社から株式会社への組織変更
- ④自動車に関すること
 - ★自動車登録申請
 - ★車庫証明手続
 - ★運送業免許申請
- ⑤風俗営業等に関すること
 - ★飲食店、バー、キャバレー、スナック、マージャン、パチンコ、古物商等の営業許可申請
 - ★図面の作成
- ⑥相続に関すること
 - ★遺産分割協議書の作成
 - ★財産調査、戸籍調査
- ⑦土地利用に関すること
 - ★農地転用申請
 - ★開発行為許可申請
- ⑧会計業務に関すること
 - ★経理記帳事務、決算、財務諸表の作成
 - ★借入手続
- ⑨交通事故、社会保険に関すること
 - ★自賠責保険、任意保険、後遺障害、損害賠償金の請求
 - ★労働保険（労災保険、雇用保険）社会保険（健康保険、厚生年金保険等）新規加入手続他
- ⑩その他、権利義務等に関すること
 - ★契約書、示談書、内容証明等の書類の作成
 - ★帰化申請、貸金業、産業廃棄物の申請
 - ★建築士事務所登録
 - ★電気工事業者登録等
 - ★就業規則作成
 - ★一般旅券申請

…行政書士会会員でない者は、業としてこれらの業務はできません…



埼玉県行政書士会上尾支部

〒362 上尾市富士見2-3-24 〈長島敬一事務所内〉

TEL048(775) 2383 FAX048(775) 1706